

唐津市ネットワークインフラ変更に伴う
校務系／学習系システムのクラウド化等支援業務委託仕様書

1 趣旨

令和9年度からの唐津市有線テレビジョン施設等撤去に伴い、学校ネットワークインフラを見直す必要がある。

本業務はネットワーク切り替えおよびシステム更新等を計画的かつ効率的に進めるため、市の現状を分析した上で、児童・生徒のさらなる学習環境の向上、正確・迅速化、国・県・市町村の動向、コスト縮減等あらゆる面から検討を行い、市の校務系／学習系システムのあり方についての最適化計画を策定し、切り替え・更新等にかかる情報収集、概算費用の積算、調達仕様書および設計・積算書作成、ベンダ間調整等の業務について、高度で広範囲な専門知識・ノウハウ・実績等を有するコンサルタントに支援を委託するものである。

なお、調達にかかる業者選定以降の業務については別途、入札により行うものとする。

2 委託業務名

唐津市ネットワークインフラ変更に伴う
校務系／学習系システムのクラウド化等支援業務

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

市の指定する場所

5 業務内容

受託者は、本ネットワーク切り替えおよびシステム更新の意義を十分に踏まえた上で次の業務を行うこととし、業務全般を通じ、児童・生徒の学習環境最適化、教育行政の効率化およびコスト削減につながる提案並びに提案実現のための取組支援に努めること。

また、関係する法令・規則等を遵守し、円滑に業務を進めるため、知識・技術・経験等を有する者をもって充てなければならない。

(1) 計画作成および工程管理業務

ア 計画書の作成

本業務を計画的に進めるため、範囲、体制、役割分担、実施業務、スケジュール、進捗・課題管理方針を記載した計画を策定すること。

イ 進捗・課題・リスク等管理

各作業を実施する上での進捗・課題・リスク等を管理し、報告すること。課題・リスク等については、具体的な原因を把握・分析し、対応策についても管理すること。

ウ 定例会

定例報告会を月1回実施し、本業務の進捗・課題・リスク等について市に報告すること。定例会の実施方法は対面を基本とし、Webでも可とする。

ただし、業務の遂行に重大な影響を及ぼす内容についてはこの限りではない。

エ その他

関係法令・制度に係る課題や疑義が生じた際は、その解消を図るため、市が指定する情報収集ツール等を活用し、必要な情報の収集に努めること。

(2) 調達支援

ネットワーク切り替えおよびシステムの更新に係る以下支援を実施すること。

ア 要件整理および現状調査

(ア) 必要な機器の精査し、不要な機器やライセンスを排除する。

(イ) 機器の性能を選定し、過剰スペックの高価格帯機器を選定しないようにする。

(ウ) 上記(ア)～(イ)についての結果をまとめること。

イ 基本方針策定

(ア) ネットワーク切り替えおよびシステム更新の手法に関する支援

(イ) 機能要件等の整理

(ウ) システム連携、システム構成に関する方針決定

(エ) システム移行、データ移行に関する方針決定

(オ) 信頼性、拡張性、セキュリティ、運用方針等に関する方針決定

(カ) 整備スケジュールに関する方針決定

(キ) 上記(ア)～(カ)について結果をまとめること。

ウ 各ベンダの情報提供等

各システムサービスの調達に必要なベンダ各社の情報提供および費用見積依頼を支援すること。

エ 各ベンダからの情報提供収集結果の分析

ベンダ各社からの回答情報を収集・整理の上、分析を行うとともに、ベンダ各社の費用見積について精査を支援すること。

オ 概算費用算定

概算見積書納期：令和8年8月末頃

(ア) システム移行費、適用費等の算定

(イ) データ移行費等の算定

(ウ) 機器構成および配置、電源容量等の設計

(エ) NW、信頼性、セキュリティ等の設計

(オ) 機器等導入費算定

カ 調達仕様書の作成

調達仕様書納期：令和8年9月末頃

(ア) システム調達方針の検討

(イ) 各システムサービスの調達仕様書の作成を支援すること。

キ その他

国・県・市町村の動向、その他指針に対するアドバイスすること。

6 対象システム（既存オンプレミス環境）

(1) 唐津市役所

- ア ネットワーク機器
 - (ア) メディアコンバータ
 - (イ) ルータおよびファイアウォール
 - (ウ) ネットワークスイッチ

- イ インフラ機器
 - (ア) AD/ファイルサーバ (UPS あり)
 - (イ) ファイルサーバ用 NAS
 - (ウ) 仮想基盤サーバ (UPS あり)
冗長化 AD・WSUS サーバ

(2) 各学校

- ア ネットワーク機器
 - (ア) メディアコンバータ
 - (イ) ルータおよびファイアウォール
 - (ウ) ネットワークスイッチ
 - (エ) アクセスポイント

- イ インフラ機器
 - (ア) サーバ (UPSあり)
ADサーバ、DHCPサーバ
二要素認証サーバ (校務系)
学習用ファイルサーバ (学習系)
 - (イ) NAS
校務用ファイルサーバ (校務系)
サーババックアップ (学習系)
 - (ウ) 校務用PC (USBキーで二要素認証)
 - (エ) プリンタ
 - (オ) 電子黒板およびPC
 - (カ) 図書室PC

(3) ソフトウェア (Ca1、ライセンス含む)

- ア Windows Server CAL
- イ Microsoft 365 A1 ライセンス (教職員用および児童・生徒用)
- ウ ウイルス対策ソフトウェア (サーバ・エンドポイント)
- エ その他

7 作業体制等

受託者の実施体制は、以下の要件を満たすこと。

- (1) 受託者は、本仕様書を踏まえ、本業務を確実かつ円滑に履行できる体制を整備すること。
- (2) 受託者は、業務体制および連絡体制を書面またはデータで届けること。
- (3) 受託者は、基本的に業務体制の変更は行わないこと。なお、やむを得ない場合については、事前に市の了承を得ること。

8 成果物

受託者は、市に対し、業務完了後、速やかに業務完了報告書と業務に関する成果品等を提出し、検査を受けなければならない。

各支援における成果物を以下に示す。

記載した成果物以外に、支援上必要な資料があれば提出すること。

指定のないものについては、自由な形式で結果をまとめたものを提出すること。

また、成果物についてはデータで提出すること。

(1) 計画策定業務、工程管理業務

業務実績報告書、調達仕様書

納品時期：契約締結後3週間以内

(2) 各種成果物

5 業務内容 (2) 調達支援についての整理・調査結果および作成対象資料

具体的な内容や納品時期については、市と受託者との協議により決定する。

(3) 成果品の帰属

成果品およびこれに付随する資料は、すべて市に帰属するものとし書面による市の承諾を受けないで、ほかに公表、譲渡、貸与または使用してはならない。ただし、成果品およびこれに付随する資料に関し、受託者が従前から保有する著作権は、受託者に留保されるものとし、市は本業務の目的の範囲内で自由に利用できるものとする。

(4) その他

打ち合わせの議事録、その他市が必要と認めるもの

納品時期：原則打ち合わせ終了後1週間以内

9 その他

(1) 受託者は中立・公平な立場から本業務を実施すること。

(2) 受託者は、本業務に関連する機器、システム、またはサービスの販売、請負およびその保守業務について、自ら市と直接契約を締結することができないものとする。また、本契約期間中および契約終了後1年間は、これらの業務に関与する事業者と契約を締結してはならない。

(3) 受託者は、本業務の実施に当たっては、目的を十分理解した上で、その業務遂行を阻害することのないように配慮し、適切かつ円滑に実施するように努めること。

(4) 受託業者が市施設に立ち入る場合には、事前にその旨を市に連絡すること。

(5) 受託業者が市施設内で作業をする際には、市の指示に従い、職員の職務に極力支障を及ぼさないように留意すること。

(6) 受託者は、本業務で知り得た情報の管理には細心の注意を払い、機密として厳重に保護・管理し、ほかの用途に使用しないこと。

(7) 上記(5)については、本業務の履行が完了した後においても適用するものとし、これに違反した場合は、受託者が賠償の責めを負うものとする。

(8) 受託者は、上記(5)(6)のほか、業務上故意または過失により市に損害を与えた場合、第三者に与えた損害を含めその賠償の責めを負うものとする。また、作業の遅延などが原因で業務に支障をきたした場合、受託者が賠償の責めを負うものとする。

(9) 本業務の実施にあたり、必要な資料およびデータの提供は、市が妥当と判断する範囲

内で提供する。なお受託者は、市から提供された資料を適切に保管し、特に個人情報、機密情報に係るものおよび情報システムのセキュリティに係るものの保管は厳密に行うものとする。また、契約終了後は、本業務において収集した一切の資料を速やかに返還し、または廃棄するものとする。また複写したものも同様の扱いとする。

- (10) 市の情報処理システム等に関わる開発・運用委託業者への状況確認を行うにあたり、該当業者の業務秘密に抵触するような内容が含まれる場合には、市の担当者を含め相互に協議を行い、必要な範囲の情報の入手に努め、過大な情報入手にならないこととする。
- (11) 業務遂行において、第三者の知的所有権を扱う場合は、受託者の責において解決すること。
- (12) 本仕様書に記載のない事項であっても、ネットワーク切り替えおよびシステム更新に向けて実施すべき作業等については、市と受託業者との前向きな協議により、円滑かつ適切に実施すること。
- (13) 作業の一部を受託業者が第三者に委託する場合は、事前に市に書面による申し出を行い、その承諾を得ること。また、その書面には以下の事項を記載すること。なお、この仕様書に書いてある項目は、第三者にも同等の制約を課すものとする。
 - ア 委託の理由
 - イ 委託先の選定理由
 - ウ 委託先に対する業務の管理方法
 - エ 委託先の名称、代表者および所在地
 - オ 委託する業務の内容
 - カ 委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報および機密情報については、特に明記すること）
 - キ 委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管および管理体制については、特に明記すること）
 - ク その他、市の指定する事項
- (14) 受託者は、本業務の履行に当たり「唐津市情報セキュリティポリシー」および「唐津市学校情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- (15) 本業務の実施に当たり、方針転換等により本仕様書の委託内容に変更が生じる可能性があるときは、市と協議の上、委託内容を決定すること。
- (16) 本業務に必要な機器の調達、通信費等は受託者の負担とする。
- (17) 本業務成果品に瑕疵があるときは、市は受託者に対して契約履行完了後、契約成果物の引き渡しを受けた日から1年以内は瑕疵の補修を請求する。当該瑕疵により、市に損害を与えたときは、補修に代えて、もしくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。
- (18) 事務所（施設）内に立入る場合は、市の服務規律に従うこと。作業中は、建物や備品等の汚損・破損に注意し、作業後は現状に復しておくこと。
- (19) 本仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議して決定する。